

エイチ・エス損保 2020

ディスクロージャー誌

▲● エイチ・エス損害保険株式会社

目次

はじめに	3
エイチ・エス損保の目指す姿	4
トピックス	5
CSR（企業の社会的責任）	7
I 当社の概況	
1 代表的な経営指標	9
2 当社の沿革	9
3 経営組織	10
4 株主・株式の状況	11
5 役員の状況	11
6 会計監査人の状況	13
7 従業員の状況	13
II 保険会社の主要な業務の内容	
1 取扱商品	14
2 各種サービス	15
3 保険の仕組み一般	17
4 保険約款	18
5 保険料	18
6 保険金の支払	19
7 保険募集	20
III 保険会社の主要な業務に関する事項	
1 2019年度における事業の概況	22
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	24
3 業務の状況を示す指標	24
4 責任準備金の残高の内訳	37
5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）	37
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表	38
IV 保険会社の運営	
1 お客様本位の業務運営に関する方針	39
2 リスク管理体制	40
3 法令等遵守の体制	42
4 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	43
5 社外・社内の監査・検査体制	43
6 コーポレートガバナンスの体制	43
7 内部統制システムの構築に関する基本方針	44
8 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	46
9 反社会的勢力の排除のための基本方針	51
10 利益相反管理の基本方針	52
V 保険会社およびその子会社等の概況	
1 主要な事業の内容、組織の構成および子会社等に関する事項	53
VI 財産の状況	
1 計算書類	54
2 リスク管理債権	62
3 債務者区分に基づいて区分された債権	63
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	64
5 保険会社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）	66
6 時価情報	67
7 その他	68

はじめに

安心で豊かな社会の実現のために

平素より当社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また、尽力されている医療従事者の皆さまに深く感謝申し上げます。

当社は、感染症によるこの世界的な危機に際し、当社企業理念に掲げるミッション「人々をリスクから解放して幸せにする」のもと、海外旅行保険の取扱いについても、新型コロナウイルスへの対応を迅速に行うとともに、各種情報を発信することで、お客さまのご不安の解消に向けて努めております。

また、当社は、2018年度に「DX（Digital Transformation）プロジェクト」を立ち上げ、社内の全業務プロセスを対象に抜本的な見直しを進めております。デジタルシフトによる業務効率化を通じたお客さまの利便性・満足度の一層の向上実現に向けて、取組みを一層加速してまいります。

当社を取り巻く経営環境は大きく変化してきており、これを当社はチャンスとして捉え、柔軟かつ能動的に対処できるよう、ダイバーシティ経営を推進しております。お客さまのニーズの多様化が進む中、国籍やキャリアなど様々なバックグラウンドを持つ人財を活用することで、多様な考え方を融合させてイノベーションを促進し、DXプロジェクト推進と併せて、画期的な商品・サービスの開発の実現を強力に進めます。

2019年5月10日をもって、当社は株式会社エイチ・アイ・エスの100%子会社となりました。エイチ・アイ・エスのグループ企業理念「自然の摂理にのっとり、人類の創造的発展と世界平和に寄与する」のもと、安心で豊かな社会の発展に貢献できるよう一層尽力してまいりますので、皆さまにおかれましては、今後ともご指導、ご愛顧を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2020年7月

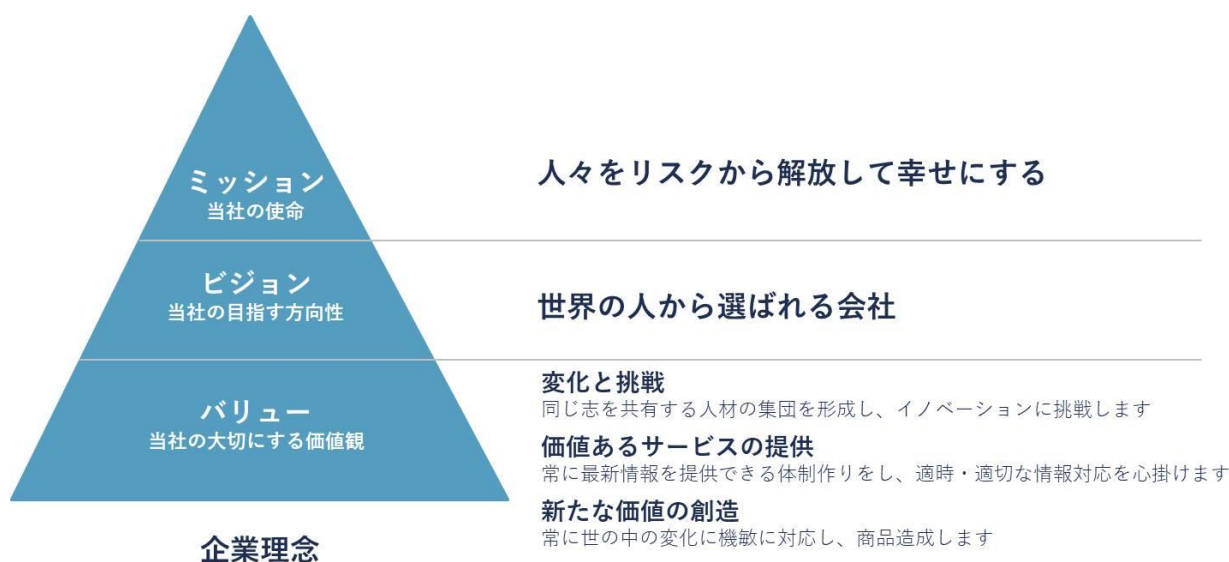
▲● **エイチ・エス損害保険株式会社**
代表取締役社長 **楠原成基**

本誌は、保険業法第111条および同施行規則第59条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。記載された情報は、別途記載がある場合を除き2020年3月31日現在のものです。

エイチ・エス損保の目指す姿

エイチ・エス損保は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、ミッション（当社の使命）、ビジョン（当社の目指す方向性）およびバリュー（当社の大切にしている価値観）を定め、企業理念としています。

当社は、リスクの補償といった従来の保険の枠を超えて、「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命を掲げ、安心して豊かな社会の発展に貢献し続けることで、世界の人から選ばれる会社を目指します。



トピックス

保険販売比較サイト「ほけんのポルト」オープン（2019年4月）

当社は、幅広く日常の補償をお客様に提供するため、保険販売比較サイト「ほけんのポルト」を開設しました。

ポルトとは、ポルトガル語で「港」を意味します。皆さまが「インターネットを通じて保険を探す旅」に出航いただく港として、お役に立つ情報をご案内しています。

当サイトでは、当社が乗合代理店として、インターネットで加入できるお勤めのペット保険や自動車保険を取り扱っています。2020年5月には、ペット保険の取扱商品数を13に大幅拡大し、また、自転車保険の販売を開始するなど、取扱商品を拡充しています。



「価格.com 保険アワード」海外旅行保険の部で5年連続第1位を受賞（2019年4月）

株式会社カカコム・インシュアランスが発表した「価格.com 保険アワード 2019年版」において、当社主力商品の「ネット海外旅行保険たびとも」が海外旅行保険の部で第1位に選ばれました。

「価格.com 保険アワード」は、価格.com 保険に掲載されている保険商品を対象に、保険募集代理店カカコム・インシュアランスにおける申込件数を集計し、販売チャネルごとに最も申込件数が多い保険商品を選出しており、当社は2015年以降、5年連続での第1位受賞となります。



国内旅行総合保険契約サイトのリニューアル（2019年7月）

国内旅行総合保険契約サイトを、パソコン、タブレット、スマートフォンのデバイスを問わず直感的で操作しやすいように刷新しました。また、契約サイトのリニューアルと合わせて、マイページのご利用が可能となり、従来の契約内容の確認、領収証の発行に加えて、ご契約内容の変更等についてもお手続きいただけるようにしました。

ネット海外旅行保険「たびとも」商品改定（2019年11月適用開始）

当社は、ネット海外旅行保険「たびとも」を、お客様からいただいたご要望を踏まえ、リピーター割引の導入や、70歳以上のお客様のご利用を可能とするなど、より多くのお客様にご利用・ご満足いただける商品にリニューアルしました。

LINEによる事故連絡サービス開始（2019年12月）

顧客利便性の向上に向けて LINE を使用した事故連絡サービスを開始しました。本サービスの導入により、海外から24時間365日無料でサポートセンターへお電話いただけるようになりました。



ネット海外旅行保険「たびとも」公式サイトのリニューアル（2020年2月）

あらゆる年代の方にわかりやすいと感じていただけるようなユニバーサルデザインを心がけ、2019年11月に実施した加入年齢層の拡大により、今まで以上に、よりわかりやすいフォント、より見やすい色調、より理解しやすい構成でリニューアルしました。また、この改修に合わせて、AIチャットも同サイトに導入しました。



ネット海外旅行保険「たびとも」インターネットによる事故受付の開始（2020年3月）

当社は、ネット海外旅行保険「たびとも」におけるご帰国後の事故のご連絡方法について、現行のお電話によるご連絡に加えて、新たにインターネットによる受付を開始しました。パソコンやスマートフォンからマイページにログインいただくことで24時間365日、保険事故のご連絡が可能となりました。（一部お電話でのみの受付となります。）

CSR（企業の社会的責任）

当社は、「お客様」「社員」「社会」に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとして、CSR（企業の社会的責任）の推進に取り組んでいます。

お客様満足の実現

当社は、「お客様本位の業務運営に関する方針」を制定し、公式サイトへ掲載し公表しています。
「お客様の声」を真摯に受け止め、お客様の視点に立った業務運営の推進に取り組んでいます。

・「お客様アンケート」の実施

当社は、ネット海外旅行保険のご契約者様を対象に「お客様アンケート」を実施し、お客様から寄せられたご意見・ご要望等を、社内関係部門で共有の上、透明性を確保するため原文のまま公式サイトで公表しています。

D&Iの推進

当社は、「ダイバーシティ推進に関する行動方針」を制定し、公式サイトへ掲載し公表しています。
企業活動に関わる全ての人々の基本的な人権を尊重し、多様な価値観を認め、社員等の健康に配慮した安全で快適な職場作りに努めています。

・ノーマライゼーションへの取組み

障がい者等への合理的配慮に向けた取組みを実施するため、2019年度に全社横断プロジェクトを立ち上げ、代理店での代筆、代読の提供等の社内規程類の整備、顧客向け帳票類のユニバーサルデザイン、ウェブサイトのウェブアクセシビリティの対応等、アクションプランを作成し、実行しています。

社員満足の実現

当社は、企業理念である「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命の実現のためには、その原動力となる社員の活力が必要であると考えています。社員満足の実現のため、働きやすい職場環境づくりを推進しています。

・ワークライフバランス推進への取組み

当社は、在宅勤務を可能とするテレワーク制度や、始業・終業時間を変更できる時差出勤制度を導入することで、社員のワークライフバランスを推進しています。

・職場環境向上への取組み

当社は、社員が安心して能力を発揮できる風通しの良い職場環境づくりを目指し、さまざまな取組みを行っています。定期的に社長懇談会を実施し、社員と社長とが継続的に対話する機会を設けており、また、社内に「ご意見ポスト」を設置し、社員の声を起点とした職場環境向上に努めています。さらに、2019年度は、社内コミュニケーションの活性化に向けて、社内イベント（ケータリングイベント）を開催しました。

・社員の健康増進への取組み

当社は、社員の健康管理を重要な経営課題のひとつとして捉えています。福利厚生サービスとして、「OFFICE DE YASAI」や「オフィスおかん」を導入し、食生活の改善を通じた社員の健康増進に向けた取組みを行っています。

地域・社会への貢献

当社は、地域・社会の一員としての社会的責任を果たすため、保険商品を通じたリスク補償以外にも、地域・社会の課題解決に取り組んでいます。

・社会貢献活動

社会貢献活動の一環として、子どもの教育支援・難民の就労支援を行う「ピープルポート社」へ、廃棄 PC の提供を行っています。

当社が提供した廃棄 PC は、難民を雇用する同社の工場でのリサイクル加工を経て、貧困、虐待等を理由に教育機会を失ったこどもの支援を行う NPO 法人へ寄付されています。

I 当社の概況および組織

1. 代表的な経営指標

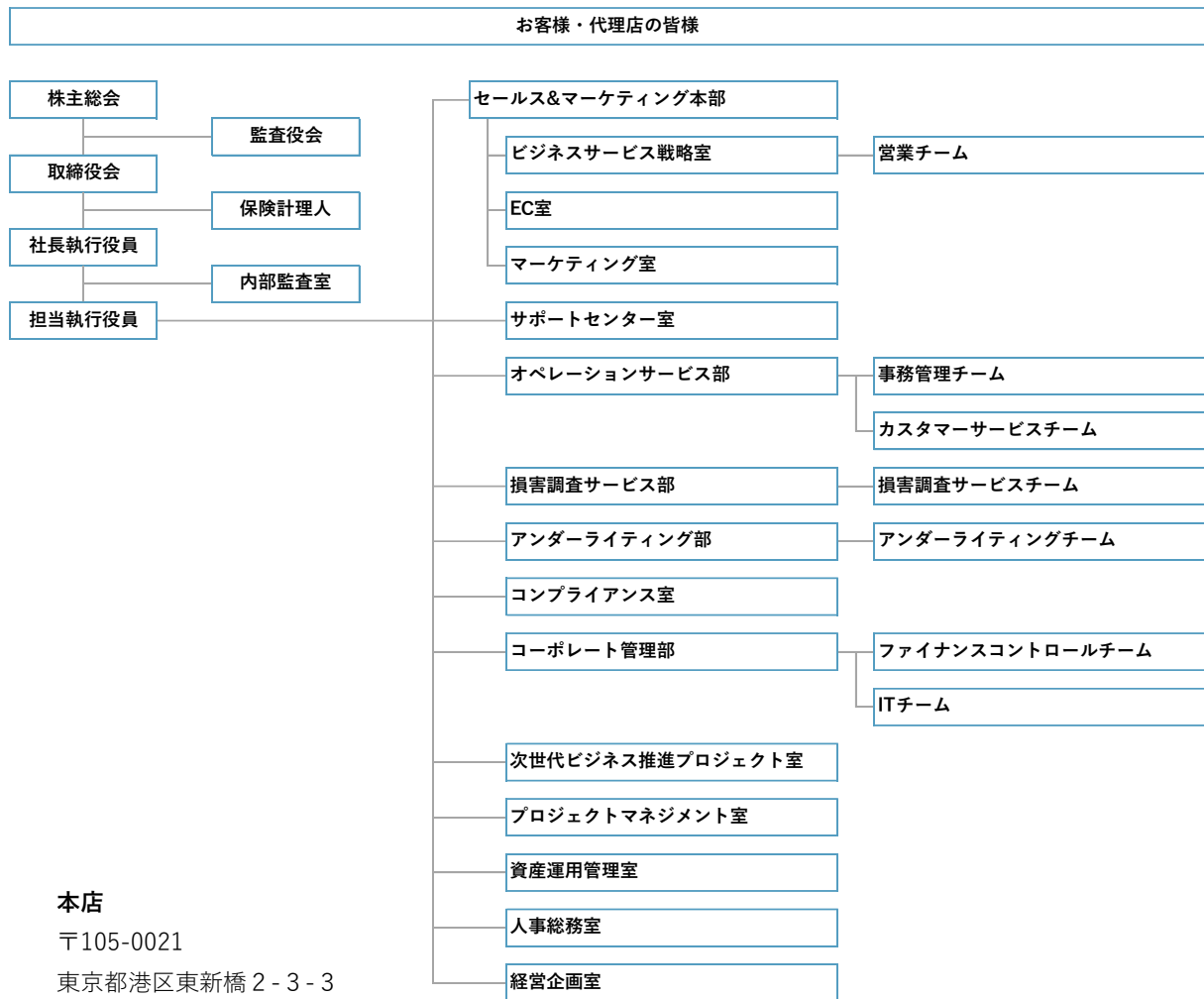
	2018 年度	2019 年度
正味収入保険料	3,709 百万円	4,457 百万円
正味損害率	38.8%	36.9%
正味事業費率	45.6%	48.7%
保険引受利益	231 百万円	521 百万円
経常利益	255 百万円	518 百万円
当期純利益	177 百万円	362 百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	822.6%	1061.2%
総資産額	5,195 百万円	5,288 百万円
純資産額	2,097 百万円	2,443 百万円

(注) リスク管理債権はありません。

2. 当社の沿革

2005年5月	エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（準備会社）を設立
2007年9月	「エイチ・エス損害保険株式会社」に商号を変更
2007年10月	損害保険業免許を取得
2007年11月	営業開始
2008年4月	海外旅行保険のインターネット販売を開始
2009年8月	東京都新宿区四谷三丁目12番に本社を移転
2010年4月	旅行特別補償保険を販売開始
2010年7月	国内旅行総合保険を販売開始
2011年3月	旅行事故対策費用保険を販売開始
2011年6月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」を販売開始
2012年10月	東京都新宿区市谷本村町3番29号に本社を移転
2014年2月	ネット専用海外旅行保険を改定し「スマートネットU」を販売開始
2016年12月	業界初の海外旅行保険「通貨盗難補償特約」を販売開始
2018年1月	ネット専用海外旅行保険を改定し「たびとも」を販売開始
2018年2月	東京都港区東新橋二丁目3番3号に本社を移転
2019年4月	保険募集代理業務による保険販売比較サイト「ほけんのポルト」を開設
2019年6月	東京都江東区に「青海未来オフィス」を設置

3. 経営組織



本店

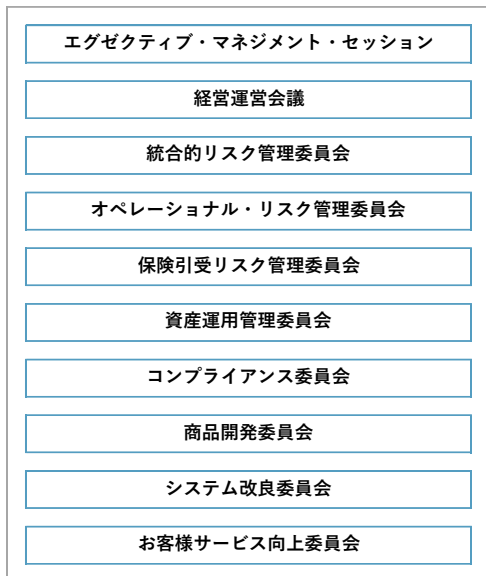
〒105-0021
東京都港区東新橋 2-3-3
ルオーゴ汐留 8階
電話 03-5843-8963 (代表)

青海未来オフィス

〒135-0064
東京都江東区青海 2-4-32
タイム 24ビル 10階西棟

関西駐在

〒530-8215
大阪府大阪市北区梅田 3-4-5
毎日インテシオ 16階



※「サポートセンター室」は、「サポートセンター」として社外へご案内しています。

※「カスタマーサービスチーム」は、「お客様相談室」、「インターネット契約デスク」として社外へご案内しています。

4. 株主・株式の状況

(1) 株主の状況

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数 に対する割合
株式会社エイチ・アイ・エス	32,240 株	100.0%

(2) 資本金の推移

年月日	資本金 (百万円)		摘 要
	増減額	残 高	
2005年 5月24日	—	20	設立
2005年10月20日	80	100	
2005年12月26日	900	1,000	
2007年 9月28日	612	1,612	有償第三者割当

(3) 最近の新株発行

種 類	発行年月日	発行株数 (株)	発行総額 (百万円)	摘 要
普通株式	2005年 5月24日	400	20	(2名)
普通株式	2005年10月20日	1,600	80	(2名)
普通株式	2005年12月26日	18,000	900	(2名)
普通株式	2007年 9月28日	12,240	612	有償第三者割当 (19名)

5. 役員の状況

(2020年7月1日現在)

役 職	氏 名	略 歴
代表取締役社長	楠原 成基	1982年12月 株式会社インターナショナルツアーズ (現株式会社エイチ・アイ・エス) 入社 2005年 1月 同社取締役統括営業本部長 2006年 2月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社 (現当社) 取締役 2008年 4月 株式会社エイチ・アイ・エス常務取締役管理部門総轄兼海外事業本部長 2012年 9月 九州産業交通ホールディングス株式会社取締役 2014年 3月 株式会社エイチ・アイ・エス専務取締役人事、国内旅行事業、インバウンド事業、東日本地区店舗営業所管 2017年 1月 同社常務取締役 H.I.S.訪日事業担当、インバウンド事業担当 2017年 8月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)
常務取締役	堤 信博	1987年 4月 コーンズアンドカンパニーリミテッド入社 1989年 7月 興亜火災海上保険株式会社 (現損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 入社 2008年 5月 エイチ・エス損害保険株式会社 (当社) 入社業務部長兼販売制度部長 2010年 6月 当社取締役業務部長兼販売制度部長兼経営企画部長兼事務企画・システム部長 2011年 7月 当社取締役経営企画部長兼事務企画・システム部長 2012年 9月 エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社 (現くふう少額短期保険株式会社) 取締役

役 職	氏 名	略 歴
		2015年6月 当社取締役執行役員 2018年6月 当社常務取締役執行役員（現任）
取 締 役	西 一仁	1979年4月 大成火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 2003年7月 大成再保険株式会社（解散）出向 業務部長 2005年7月 同社転籍 2009年6月 エイチ・エス損害保険株式会社（当社）入社 業務部担当部長 2011年7月 当社業務部長 2015年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役執行役員（現任）
取 締 役	花岡 俊雅	1991年3月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 1996年3月 同社手配課課長代理 2000年7月 同社ニューヨーク支店支店長 2006年10月 同社 ES/CS 管理本部 2008年9月 同社サンフランシスコ支店支店長 2011年8月 同社 H.I.S U.S.A. INC. GA/HR マネージャー 2013年1月 同社本社監査室チームリーダー 2017年3月 同社関係会社管理室室長代理 2018年4月 当社取締役（現任） 2019年5月 同社関係会社管理室室長（現任）
取 締 役	加堂 直行	1996年4月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2013年8月 同社 関東 WEB 事業部課長 2014年4月 同社 関西営業本部 WEB 事業部次長 2015年5月 同社 関西営業本部 WEB 事業部部長代理 2017年4月 同社 H.I.S.JAPAN システム部部長代理 2017年10月 同社 本社情報システム本部本部長代理 2019年1月 同社 執行役員本社情報システム本部長 2019年6月 当社 取締役(現任) 2020年4月 同社 執行役員最高情報システム責任者(CIO)兼本社情報システム本部長(現任)
常勤監査役	滝田 泰彦	1979年4月 ゼーゼル機器株式会社（現ポッシュ株式会社）入社 2001年1月 株式会社エイチ・アイ・エス 入社 本社総務部総務課長 2005年5月 同社本社総務部次長 2007年11月 同社本社内部統制室長 2009年5月 同社本社関係会社管理室長兼本社内部統制室長 2010年5月 同社本社人事・総務本部次長兼本社関係会社管理室長兼本社内部統制室長 2014年5月 同社本社総務グループリーダー 2017年4月 同社本社総務グループ顧問兼本社経営企画室アドバイザー 2017年6月 同社本社総務グループおよび本公司法務・内部統制グループ顧問兼本社経営企画室アドバイザー 2018年4月 エイチ・エス損害保険株式会社（当社）入社 2018年9月 当社 監査役（現任）
監 査 役 (社外監査役)	川田 充	1996年1月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年1月 中央監査法人（最終名称みずほ監査法人（解散））入所

役 職	氏 名	略 歴
		2005年8月 株式会社ビジコム入社 2006年8月 株式会社ロイヤルストラテジー 取締役 2008年11月 川田公認会計士事務所 開設 代表（現任） 2014年5月 一般財団法人明光教育研究所（現公益財団法人明光教育研究所）評議員（現任） 2014年12月 株式会社エコノマイズ 監査役（現任） 2015年7月 グループス株式会社 監査役（現任） 2017年6月 エイチ・エスサポートセンター株式会社 監査役 2017年6月 当社 監査役（現任）
監 査 役 （社外監査役）	坂巻 靖哲	1987年4月 英和監査法人（現あずさ監査法人）入所 1994年6月 大野木公認会計士事務所（現大野木総合会計事務所）入所 1997年1月 坂巻公認会計士事務所 開設（現任） 1998年11月 坂巻・馳会計事務所 開設 1999年8月 有限会社青山パートナーズ（現株式会社青山パートナーズコンサルティング）設立代表パートナー（現任） 2005年11月 青山パートナーズヒューマンサービス株式会社 監査役（現任） 2011年10月 税理士法人青山パートナーズ設立 代表社員（現任） 2018年6月 当社 監査役（現任）

（注）監査役川田充および監査役坂巻靖哲は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

6. 会計監査人の状況

氏名または名称 EY 新日本有限責任監査法人

7. 従業員の状況

（1）従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
74名	39.9歳	5.2年	6,014千円

（注）1. 従業員数は、使用人兼務取締役、退職者、派遣職員を除きます。
 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

（2）採用方針

ダイバーシティ&インクルージョンを推進し、外国籍従業員をはじめとした多様な人材の確保を行います。

（3）福利厚生制度

以下の制度を運営しています。

- ・社会保険
- ・慶弔見舞金制度
- ・育児休業制度
- ・介護休業制度
- ・エイチ・アイ・エス従業員持株会制度
- ・企業型確定拠出年金制度

II 保険会社の主要な業務の内容

当社の主要な業務は次のとおりです。

損害保険業

保険の引受：傷害保険の引受

資産の運用：保険料として収受した金銭その他の資産の運用

他の保険会社の業務の代理および事務の代行

保険募集代理業務（媒介代理店業務）

1. 取扱商品

(1) 販売商品

① 主として個人向けの商品

海外旅行保険	海外旅行中に被ったケガや病気による死亡や治療費用、救済者費用のほか、携行品の盗難・破損などの損害、通貨の盗難損害、航空機の遅延や預けた手荷物の遅延など予期しない偶然な事故により負担を余儀なくされた費用等を補償する保険です。
旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険（たびとも）	インターネット等の通信手段を通して契約手続を行うネット専用の海外旅行保険です。旅行目的地別に保険料が設定されており、海外旅行中に被ったケガや病気による死亡や治療費用、救済者費用のほか、携行品の盗難・破損などによる損害等を補償します。
国内旅行傷害保険（国内旅行総合保険）	国内旅行中に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、救済者費用、賠償責任を補償する保険です。

② 主として旅行者向けの商品

旅行特別補償保険	旅行者（被保険者）の企画旅行に参加する旅行者に対して、旅行者が旅行業約款の特別補償規程により支払った費用を補償する保険です。
旅行事故対策費用保険	旅行者（被保険者）の旅行に参加した旅行者が事故等に遭ったことにより旅行者が負担した費用を補償する保険です。

(2) 新商品の開発状況

時期	対象	概要
2018年	1月 ・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険	・保険料および約款を改定 ・ペットネームを「スマートネットU」から「たびとも」に変更
	4月 ・海外旅行保険	・保険料および約款を改定
	8月 ・国内旅行総合保険	・保険料を改定
	10月 ・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」 ・海外旅行保険	・携行品損害補償特約の補償範囲を改定 ・新たな保険料のお支払手段を導入（コンビニ払・携帯電話料金合算払） ・株式会社エイチ・アイ・エスのオンライン旅行販売サイトで「H.I.S. Web セット 保険」を販売開始
2019年	2月 ・国内旅行総合保険	・株式会社エイチ・アイ・エスのオンライン旅行販売サイトで「H.I.S. Web セット 保険」を販売開始
	4月 ・海外旅行保険・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」・国内旅行総合保険 ・海外旅行保険・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」 ・販売種目	・配偶者の定義を改定（新たに「同性パートナー」を配偶者に含める） ・ファミリープラン（家族旅行特約）でご契約可能な家族の範囲を拡大（新たに「生計を共にしない同居の親族・別居の未婚の子」を家族の範囲に含めるなど） ・保険金の支払履行期を9営業日から30日に変更
	11月 ・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」	・保険料を改定 ・加入可能な年齢制限を撤廃 ・航空機寄託手荷物遅延および航空機遅延を実損払い

			から定額払いへ改定 ・電子機器等補償特約の新設（オプション） ・保険証券を電子化 ・リピーター割引の導入
2020年	4月	・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」	・申込可能期間を60日前から90日前に変更 ・改正民法（2020年4月1日施行）に伴う約款改定等

2. 各種サービス

当社は、海外旅行保険に関わる次のサービスを提供しています。

（1）サポートサービス

当社は、海外からの事故受付業務を日本エマージェンシーアシスタンス株式会社に委託し、海外サポート業務を提供しています。海外旅行中におケガやご病気、お荷物の被害など事故が発生したときは、サポートセンターまでご連絡ください。LINEからお繋ぎする方法をご用意しており、事前に当社のLINE公式アカウントを友達登録することで現地から簡単にサポートセンターへ電話をかけることができます。サポートセンターでは24時間365日、事故のご報告をはじめとする各種ご相談を日本語でお受けし、必要な対応方法をご案内するとともに、事情に応じて次の手配サービスを行います。

①病院・医師の手配

治療や入院が必要な場合、適切な病院や医師を紹介し、予約の手配をいたします。

②緊急移送手配サービス

現地での治療が困難な場合、必要な治療を行うための医療施設まで緊急移送手配をいたします。

③帰国手配サービス

入院された場合、退院許可がございましたら帰国の手配をいたします。医師の指示がある場合は、付添医師・看護師の手配も行います。

（2）キャッシュレス医療サービス

当社は、旅行先でのケガや病気の際に、お客様がスムーズに治療をお受けいただけるよう、世界の主要地にキャッシュレス提携医療機関のネットワークを構築しています。

キャッシュレス提携医療機関では、お客様が保険契約証または保険証券を窓口で提示することにより、その場で治療費を負担することなく治療を受けることができます。

（3）旅行かばん／スマートフォン／カメラ・ビデオカメラ等修理サービス

旅行中の事故でスーツケース等の旅行かばんやスマートフォン（iPhone）、カメラ・ビデオカメラ等が破損した場合、破損した物品を当社提携の修理会社が引き取り、修理および納品を行います。なお、修理代金は保険金として当社から修理会社へ直接支払います。

（4）お客様の声を業務に活かすために

①「お客様の声」の受付状況

当社は下記のようにお客様の声に対する基本方針（含む苦情の定義）を定め、「お客様の声」をお客様サービスの向上や商品改善に活用し、「お客様に選んでいただける損害保険会社」を目指します。

お客様の声に対する基本方針（含む苦情の定義）

- ・エイチ・エス損保は、お客様からの不満足の説明を「苦情」として定義します。
- ・苦情とは、お客様の求めるサービスの水準と当社が提供するサービスに差があるために生じたものにとらえ、苦情を業務改善に活かすことにより、同じ苦情が再び生じないように努めます。
- ・「お客様に選んでいただける損害保険会社」となるために、苦情をはじめご要望、ご照会を含めた「お客様の声」を前向きかつ積極的に受け止め、迅速かつ的確に行動することで、お客様サービスの向上に努めます。

2019年度に受け付けた苦情の内容区分と件数は以下のとおりです。

苦情受付件数四半期ごとの推移

(単位：件数)

苦情区分	第1四半期 4月～6月	第2四半期 7月～9月	第3四半期 10月～12月	第4四半期 1月～3月	合計	構成比
契約・募集行為	0	2	2	0	4	9.8%
契約の管理・保全	0	0	0	0	0	0.0%
保険金	11	13	7	6	37	90.2%
個人情報	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	11	15	9	6	41	100.0%

②お客様の声を活かしたツール改善・サービス向上例

当社にお寄せいただいたお客様の声に基づき、次の改善を行いました。

改善事例1：約款の表現をわかりやすく改定

(お客様の声)

航空機遅延補償特約の約款がわかりにくく、代替便が欠航した場合に保険金支払対象とならないことが理解できなかった。

(改善内容)

航空機遅延費用等補償特約に定められている「搭乗する予定だった航空機」には、「はじめに搭乗する予定だった航空機の代替便として提供された他の航空機」は含まないことがわかるよう約款を改定し、代替便が欠航した場合は保険金支払対象とならないことを明確化しました。(2019年12月)

改善事例2：インターネットによる事故受付サービスの開始

(お客様の声)

大型台風の接近などで事故連絡が集中した際に、サポートセンターの事故受付電話が繋がりにくい。

(改善内容)

電話の集中による混雑緩和のため、ネット海外旅行保険「たびとも」で、インターネットによる事故受付サービスを開始しました。これによりお客様は電話が混雑しているときでも事故連絡ができるようになったほか、当社の営業時間外でも事故連絡いただくことが可能となりました。(2020年3月)

改善事例3：クレジットカード情報を含む個人情報の廃棄時期の明確化

(お客様の声)

保険金請求書に個人情報廃棄時期の記載がないため、安心して個人情報やクレジットカード情報を記載することができない。

(改善内容)

お客様に記載いただくクレジットカード情報の取得目的に関してのご説明およびカード情報を含む個人情報の管理・廃棄に関して保険金請求書に明記しました。(2019年10月)

改善事例4：フリーダイヤルにおけるローミング料金の説明

(お客様の声)

海外で事故にあわれたお客様がフリーダイヤルを利用してサポートセンターに連絡する際に、お客様にローミング料金が発生することがわかりにくい。

(改善内容)

サポートブックにおけるローミング料金に関する説明の記載箇所を増やし、より分かりやすくなるように改訂しました。(2019年9月)

③お客様からのご照会、ご相談などの窓口について

お客様からのご照会、ご相談等につきましては、次の窓口で承ります。

当社に対する相談・苦情・お問い合わせ窓口
◆お客様相談室 ナビダイヤル（通話料有料）0570-550836 受付時間：午前9時～午後5時（年末年始12/30-1/3を除く）

④公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022808

受付時間：月～金曜日 午前9時15分～午後5時（祝日・休日および12/30～1/4を除く）

詳しくは、**日本損害保険協会のホームページ**(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

3. 保険の仕組み一般

(1) 保険制度

サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。同じように、個々人にとっては偶発的な事故であっても、同種の事故例をより大量に観察すれば、その発生率は統計上の理論値に近づいていきます。これを「大数の法則」といいます。

保険制度とは、同種の危険にさらされている多数の人々が、この「大数の法則」に基づき予想される事故の発生率に応じて保険料を負担しあい、大きな共有の準備財産を作っておいて、万一のことがあった場合に損害を被った人に保険金が支払われるという、相互扶助の仕組みです。

このように保険には、相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

(2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害について保険金をお支払いすることを約束し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。

この契約は、双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約締結の証として保険証券または保険契約証等を発行します。また、近時はインターネット画面上で契約申込手続きを行うインターネット契約も拡大しています。

(3) 再保険

個々の保険会社の資本は有限であり、その保険金支払能力には限りがありますが、例えば海外旅行保険においては、航空機事故やホテル火災、感染症の流行等により集中的に損害が発生し、多額の保険金支払が必要となる事態も起こり得ます。

再保険は、保険責任の一部を国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことにより、リスクを平準化することを目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社にリスクを引き受けてもらうことを「出再」、他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といいます。当社は「再保険方針」を定め、この方針に基づき再保険取引を行っています。

当社が出再する際には、リスクの特性、再保険市場の状況等を勘案のうえ合理的な出再スキームを構築し、出再先の信用力、出再条件等を総合的に勘案のうえ出再先を決定しています。

なお、当社は、原則として受再は行わないこととしています。

4. 保険約款

(1) 保険約款の位置づけ

ご契約の内容や保険会社・保険契約者が保険契約に関して持つ権利と義務等は、普通保険約款および特約によって定められています（以下「保険約款」といいます）。

また、保険契約申込書等に記載・表示された内容も、保険会社と保険契約者との契約内容の一部になります。

なお、保険約款に定められている主な事項は次のとおりです。

保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、（契約前・契約後に）保険会社へ申し出・連絡すべき事項、保険金請求手続など

(2) 契約時の留意事項

保険の内容をよくご理解いただくために、保険約款とは別に、パンフレット、ご契約のしおり、重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）などで、商品の内容や保険約款の概略をご紹介します。ご契約時には、あらかじめこれらの内容をよくご理解いただき、十分な説明を受けたうえで契約をお申し込みください。

特に保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、保険会社へ申し出・連絡すべき事項（告知義務・通知義務）、ご契約を解約される場合の取扱などについては、お申し込みをする前に十分にご確認ください。また、お申込みの内容がお客様のご意向に沿った内容であることや、保険契約申込書等が正しく記入・表示されていることもご確認のうえ、ご契約ください。

5. 保険料

(1) 保険料の收受・返還

保険料は、原則としてご契約と同時に支払いただくこととなっており、保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険契約が無効もしくは失効となったとき、または解除されたときは、保険約款の規定に従って当社は保険料を返還いたします。また、保険期間中に危険が増加または減少したときは、保険約款の規定に従って当社は保険料を請求または返還いたします。

(2) 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、保険金の支払に充てられる純率（純保険料）と、保険事業を運営するための費用や代理店手数料などに充てられる付加率（付加保険料）から構成されています。このうち純率は、当社が金融庁から認可を得たものや金融庁へ届け出たものを適用しています。

6. 保険金の支払

(1) 保険金の支払の仕組み

事故が発生すると、次の順序に従って保険金をお支払することになります。

①契約内容の確認

事故のご報告を受けると、直ちにご契約の内容をオンラインシステムまたは保険契約申込書により確認します。

②事故原因・損害状況の調査

事故のご報告を受けた保険契約内容の確認に続いて、事故原因、損害状況などの調査を行い、保険金支払の対象となる事故かどうかを確認します。

③損害額、保険金の算出

お客様、修理業者、病院など関係者に損害状況や治療内容の確認および必要な調査を行い、損害額を算出して、当社は保険金支払額を決定します。

④保険金の支払

所定の請求書類をご提出いただき、請求書類が完備してから当社は保険金お支払の手続をとります。

2019 年度における上記の日数は、平均約 4 営業日でした。なお、保険金をご指定の口座に着金するまでの平均の日数は、約 8 日（土日祝日を含みます）でした。

ただし、特別な調査が必要な場合は、請求書類が完備してからお支払するまでの期間を延長させていただくことがあります。

(2) 事故の連絡・相談窓口のご案内

当社は、次のとおり事故のご連絡、ご相談を受け付けています。

事故のご報告に関するお問い合わせ窓口	
◆サポートセンター	
<海外からのご連絡先>	
フリーダイヤルでのご連絡	
フリーダイヤルが設定されている国・地域でご利用いただけます。	
ダイヤル直通でのご連絡	
ケガ・病気の場合：81-3-6630-9580 受付時間：24 時間 365 日	
その他の場合：81-3-6630-9581 受付時間：24 時間 365 日	
<国内からのご連絡先>	
ナビダイヤル（通話料有料）0570-200543 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（年中無休）	
保険金請求等の事故に関するお問合せ窓口	
◆損害調査サービス部	
ナビダイヤル（通話料有料）0570-025219 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（年末年始 12/30-1/3 を除く）	

7. 保険募集

(1) 契約締結の仕組み

当社は、保険会社から委託を受けた損害保険代理店（以下「代理店」といいます）が保険募集のほとんどを担っていますが、インターネットによるご契約では、代理店による募集のほか当社も直接保険募集を行っています。

保険募集にあたっては、お客様が合理的な判断に基づいて保険契約を締結いただくことが必要です。このため、保険募集を行う者は、お客様のご意向を把握したうえで、必要となる重要な事項を十分に説明しなければなりません。当社は、お客様にご契約の内容を十分にご理解いただけるよう、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい情報（注意喚起情報）を記載した重要事項等説明書を交付しているほか、お申込み内容がお客様のご意向に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認いただくために、お申し込み内容確認リストを交付しています。お客様から保険契約申込書の提出を受け、保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行いたします。なお、海外旅行保険の場合、原則として保険契約証兼保険料領収証を発行しています。

また、インターネットによるご契約の場合は、インターネット契約画面上で重要事項等説明書をご確認いただき、お申し込み内容がお客様のご意向に合致していることを契約画面上で確認いただいたうえで保険契約を締結しています。

クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超える個人（個人事業主契約を除く）の保険契約（契約に関する債務の履行を担保するための保険契約や通信販売特約により申込みされた保険契約等を除く）については、クーリングオフ制度が適用されます。これは、ご契約の「申込日」または「クーリングオフ説明書等の書面を交付された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込の撤回または解除を行うことができるという制度です。

(2) 代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社を代理して損害保険の勧誘等を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客様の家庭や会社等をさまざまなリスクから守ることで、生活の安定や経済の発展を図るという社会的役割を担っています。

代理店は、当社との間で締結した損害保険代理店委託契約書に基づき、保険契約締結の代理または媒介、保険料の領収などの業務を行います。

(3) 代理店登録

代理店として損害保険の募集を始めるためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）の登録を受けなければなりません。また、代理店の役員、使用人で損害保険の募集を行う者は、同法第302条に基づき届出をすることが義務づけられています。

(4) 代理店教育

当社は、お客様のニーズを的確に把握し、適切な情報やサービスのご提供を通じて、信頼と安心をお届けできる代理店を育成するために、インターネット学習システム（当社愛称 シュガーキャンパス）を活用し、取扱商品や募集コンプライアンスに関する研修を随時代理店の募集人に実施しています。

また、一般社団法人 日本損害保険協会が募集人の資質の向上と維持を目的として実施する「損害保険募集人一般試験」を導入し、この試験の合格を代理店登録および募集人届出の要件としています。

(5) 代理店数

当社の代理店数は、2020年3月31日現在75店です。

(6) 勧誘方針

当社は、保険商品の販売にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 101 号)に基づく「勧誘方針」を次のように定め、実施しております。

勧誘方針

1. お客様の当社保険商品に関する知識、経験、財産状況および加入目的等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の説明を行うように努めてまいります。
2. 保険商品のご案内にあたりましては、金融商品販売法、保険業法、金融商品取引法、消費者契約法およびその他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。
3. 保険商品の販売にあたりましては、お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所および方法による勧誘は行いません。
4. 保険商品の説明にあたりましては、お客様の十分なご理解と、最適な保険商品の選択が可能となるようお客様の立場にたったわかりやすい説明を行うように努めます。特に重要事項の説明を怠ったり、不確実な事項の断定的説明等お客様の判断を誤らせるような行為は行いません。
5. お客様と直接対面しない通信販売等の保険商品の販売を行う場合は、お客様に十分理解いただけるよう説明方法等に工夫してまいります。
6. 保険事故が発生した場合は、その保険金支払手続について、迅速かつ的確な支払を実行するよう常に努力してまいります。
7. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を実行するよう努めてまいります。
8. お客様のお問い合わせには、丁寧、迅速かつ適切な対応に努め、ご頂戴したご意見等は、今後の商品開発や販売方法等に積極的に活用してまいります。

III 保険会社の主要な業務に関する事項

1. 2019 年度における事業の概況

事業の経過および成果等

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景として景気は緩やかに回復傾向をたどり、旅行市場においては、全体的に活況な旅行需要が継続し、2019 年（1 月～12 月）における日本人出国者数は前年比 105.9%の過去最高となる 2 千万人を超え、好調な推移を見せました（出典：日本政府観光局（JNTO））。

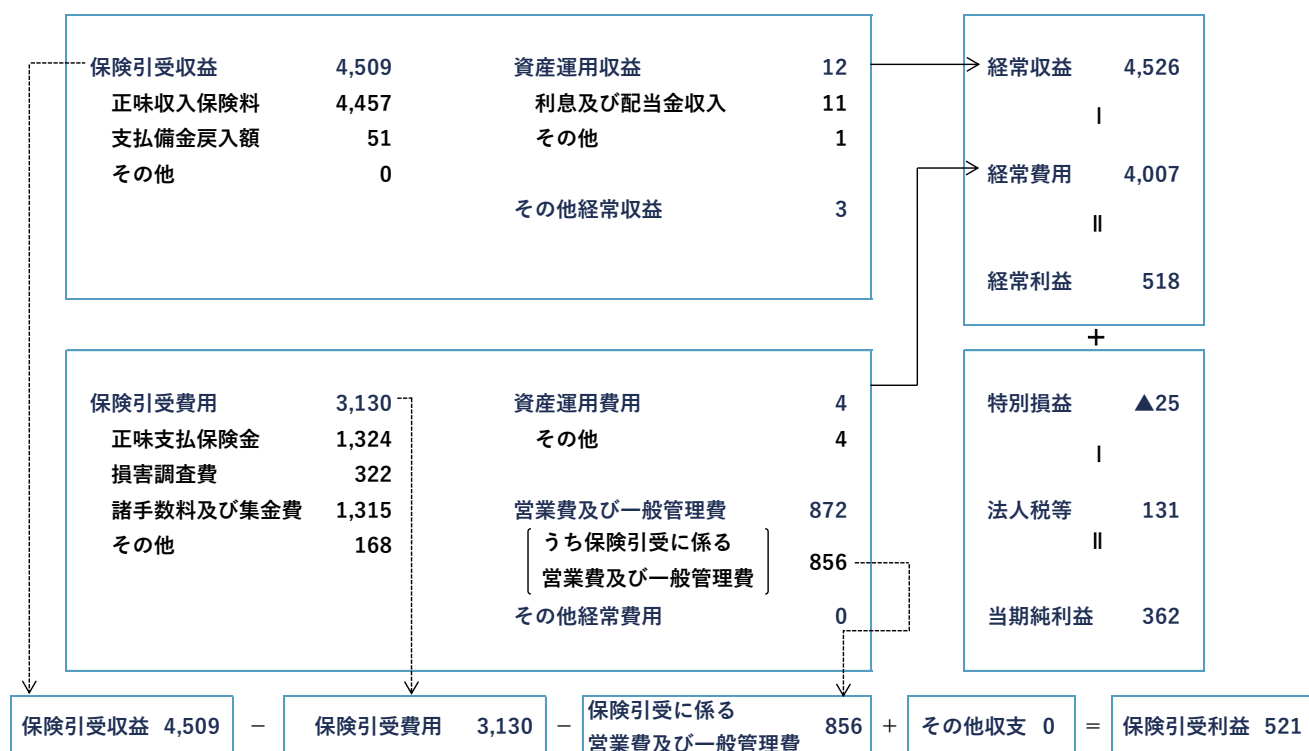
しかしながら、昨年 11 月から 12 月にかけて中国で発現された新型コロナウイルスの感染が拡大していき、2020 年 3 月 11 日には WHO（世界保健機関）がパンデミック（世界的大流行）を宣言するに到り、世界経済は「コロナショック」不況の様相を見せ始めています。旅行市場も、我が国を含めた多くの国が、感染拡大抑止を目的として、入国禁止や海外渡航制限、さらには外出禁止等の措置を取ったことから、需要と供給は、急激な低迷状態に転じました。

このような経営環境を背景にして、当社の収入保険料は、主力商品である海外旅行保険が 2020 年 3 月単月では大幅な減収となったものの、当事業年度全般を通じると、インターネットチャネルの販売強化により、好調に推移しました。また、費用面においては、比例再保険特約の出再割合の引下げにより再保険料が減少したほか、支払保険金は安定的に推移しました。

保険引受の概況

正味収入保険料は、インターネットチャネルの販売強化による増収が寄与して、4,457 百万円（前事業年度比 748 百万円の増収、120.2%）となり、過去最高額となりました。正味損害率は 36.9%となり、前事業年度に比べて 1.9 ポイントの低下を示す一方で、正味事業費率は 48.7%となって、前事業年度に比べて 3.1 ポイント上昇しました。また、保険引受利益は、前事業年度比 224.8%の 521 百万円となり、289 百万円増加しました。

■決算の仕組み（単位：百万円）



資産運用の概況

当事業年度末の総資産は、5,288 百万円であり、これを

- ①安全性の確保と流動性の保持に留意する。
- ②許容されるリスク量の範囲内でリスクテイキングな運用を行って、運用収益を最大限に確保する。
- ③中長期的に純資産価値の拡大を図って、その蓄積によって担保力を充実する。

という当社の資産運用基本方針（骨子）に沿って、定期預金、債券、賃貸用不動産を中心に運用しています。

対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大が経済に与える「コロナショック」は全世界に広がっており、消費と生産の停滞は、現在のところ収束の見込みがつかない状況にあります。また、今回の不況は、旅行・航空・外食・宿泊・興業などのサービス業に直接的な打撃を与え、旅行市場の回復には長期を要する可能性があります。

当社も BCP（事業継続計画）を策定していますが、今回の新型コロナウイルスの感染拡大、および「緊急事態宣言」（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく）の表明に伴い、臨機に施策を進めています。また、当社が 2018 年度から取組みを進めているデジタル化は、これを今後とも一層推進し、新たなビジネスモデルの構築とともに、より強固で事業継続可能なオペレーションの実装に向けて邁進します。

なお、2021 年 3 月期は、下記に概要を掲げる中期経営計画（2018 年度～2020 年度）の最終事業年度となります。この計画で掲げている各テーマは、次のような進捗を見せてきました。

① ブランドの構築

リスクの補償といった従来の保険の枠を超えて、公式サイトでトラブル対策を配信するなど、リスク予防に取り組んでいます。

② 成長加速

ネット海外旅行保険「たびとも」の販売体制整備・拡充を進め、当該元受正味保険料は、前中期経営計画の最終年度である 2017 年度に比べて 159.5%、特に当社公式サイトで直接販売する直扱いでは同 198.7%を達成し、大きな成長を示しています。

③ 人材確保・育成

ダイバーシティ&インクルージョンの推進を図り、外国籍従業員をはじめとした多様な人材確保に努めています。また、LGBTQ+などに配慮した保険約款改定を行うとともに、企業理念を中心に据えた経営に向けて、社内制度の見直しや、企業文化の醸成を進めています。

④ ガバナンスの高度化

資産運用管理部門を新設して、資産運用基本方針に沿って資産運用手段を不動産、債券などに広げるとともに、比例再保険の出再割合の引下げを行うなど、利益ある成長を指向しています。

現在の状況は、計画策定時に想定した経営環境とは異なる展開になって来ているものの、計画の達成に向けて可能な限り力を尽くします。

以上のようにして、当社のミッションである「人々をリスクから解放して幸せにする」のもと、ビジョンとする「世界の人から選ばれる会社」を目指します。

2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
正味収入保険料	3,006	3,092	3,178	3,709	4,457
経常収益	3,010	3,133	3,190	3,846	4,526
経常利益	50	63	90	255	518
当期純利益	19	67	52	177	362
資本金の額 (発行済株式の総数)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)
純資産額	1,832	1,899	1,936	2,097	2,443
総資産額	3,825	4,066	4,304	5,195	5,288
責任準備金残高	1,092	1,244	1,381	1,839	2,008
貸付金残高	4	4	-	-	-
有価証券残高	46	45	50	50	150
単体ソルベンシー・マージン比率	808.1%	864.1%	803.3%	822.6%	1061.2%
配当性向	-	23.9%	30.4%	9.0%	4.4%
従業員数	72	72	63	73	74

3. 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度			2018年度			2019年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %	
火災	10	0.3	△34.7	0	0.0	-	0	0.0	-	
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害	3,168	99.7	3.0	3,709	100.0	17.0	4,457	100.0	20.1	
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	3,178	100.0	2.8	3,709	100.0	16.6	4,457	100.0	20.1	

(注) 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料

② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度			2018年度			2019年度		
			構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災		11	0.2	△ 35.0	0	0.0	-	0	0.0	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		4,639	99.8	3.0	5,449	100.0	17.4	5,709	100.0	4.7
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		4,650	100.0	2.8	5,448	100.0	17.1	5,709	100.0	4.7

(注) 元受正味保険料 = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金)

③ 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度			2018年度			2019年度		
			構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災		0	100.0	△ 30.4	0	100.0	△ 1.6	0	100.0	△ 31.4
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		0	100.0	△ 30.4	0	100.0	△ 1.6	0	100.0	△ 31.4

(注) 受再正味保険料 = 受再保険料 - (受再解約返戻金 + 受再その他返戻金)

④ 支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度			2018年度			2019年度		
			構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災		1	0.1	△ 37.2	0	0.0	-	0	0.0	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		1,470	99.9	2.9	1,739	100.0	18.2	1,251	100.0	△ 28.0
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,471	100.0	2.9	1,739	100.0	18.1	1,251	100.0	△ 28.0

(注) 支払再保険料 = 出再保険料 - (再保険返戻金 + その他再保険収入)

⑤ 解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度		2018年度		2019年度				
		構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %			
火災		0	4.3	△ 9.1	-	-	-	-	-	
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害		6	95.7	56.3	12	100.0	92.2	14	100.0	16.9
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		6	100.0	51.6	12	100.0	83.9	14	100.0	16.9

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金

⑥ 保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度		2018年度		2019年度				
		構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %			
火災		△ 3	△ 3.6	-	4	2.0	-	4	0.7	△ 12.2
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		93	103.6	4.2	227	98.0	142.9	517	99.2	127.8
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		90	100.0	11.3	231	100.0	156.7	521	100.0	125.0

(注) 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費および一般管理費 ± その他収支

⑦ 正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2017年度		2018年度		2019年度				
		構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %			
火災		1	0.2	24.9	2	0.2	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		1,045	99.8	41.5	1,145	99.8	38.8	1,324	100.0	36.9
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,047	100.0	41.4	1,147	100.0	38.8	1,324	100.0	36.9

(注) 1. 正味支払保険金 = 支払保険金 (元受正味 + 受再正味) - 出再正味保険金

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

⑧ 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2017 年度		2018 年度		2019 年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		1	0.1	2	0.1	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		1,491	99.9	1,635	99.9	1,723	100.0
自動車		-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-
合計		1,493	100.0	1,638	100.0	1,723	100.0

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

⑨ 受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2017 年度		2018 年度		2019 年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		-	-	0	100.0	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-
自動車		-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-
合計		-	-	0	100.0	-	-

(注) 受再正味保険金 = 受再保険金 - 受再保険金戻入

⑩ 回収再保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2017 年度		2018 年度		2019 年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		446	100.0	490	100.0	399	100.0
自動車		-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-
合計		446	100.0	490	100.0	399	100.0

(注) 回収再保険金 = 出再保険金 - 再保険金割戻

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2017年度			2018年度			2019年度		
		正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災		24.9	99.9	124.7	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		41.5	49.6	91.1	38.8	45.6	84.4	36.9	48.7	85.6
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		41.4	49.8	91.2	38.8	45.6	84.4	36.9	48.7	85.6

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2017年度			2018年度			2019年度		
		発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災		26.4	90.3	116.7	22.9	24.4	47.3	3.5	75.1	78.6
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		40.0	50.2	90.2	33.4	49.0	82.4	30.8	34.8	65.6
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		40.0	50.3	90.3	33.4	49.0	82.4	30.8	34.8	65.6

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 長期医療および介護保険等の第3分野保険については、取扱がないため内訳の記載を省略しています。

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分 \ 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	-	-	-

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の 出再先に集中している割合
2018 年度	6 社	98.1%
2019 年度	5 社	97.3%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象としています。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし、不明等)	合計
2018 年度	100.0%	-	-	100.0%
2019 年度	100.0%	-	-	100.0%

(注) 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

①S&P 社の格付けを使用しています。A-以上は「A 以上」に区分しています。

②S&P 社の格付けがない場合は AM Best 社の格付けを使用しています。この場合、A-以上は「A 以上」、B++および B+は「BBB 以上」、B 未満は「その他（格付なし・不明等）」に区分しています。

⑦ 未収再保険金の額

(単位：百万円)

種目計		2017 年度	2018 年度	2019 年度
1	年度開始時の未回収再保険金	107	68	71
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	446	490	399
3	当該年度回収額	486	487	417
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	68	71	53

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金の額および責任準備金の額

・支払備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2017 年度		2018 年度		2019 年度				
		構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %			
火災		0	0.2	154.2	-	-	-	-	-	
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害		476	99.8	12.4	364	100.0	△ 23.4	313	100.0	△ 14.0
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		477	100.0	12.5	364	100.0	△ 23.6	313	100.0	△ 14.0

・責任準備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2017 年度		2018 年度		2019 年度				
		構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %			
火災		16	1.2	0.8	6	0.4	△ 60.2	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		1,364	98.8	11.1	1,832	99.6	34.3	2,008	100.0	9.5
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,381	100.0	10.9	1,839	100.0	33.1	2,008	100.0	9.1

② 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしておりません。

③ 引当金明細表

(単位：百万円)

区分		2017年度 期末残高	2018年度 期末残高	2019年 増加額	2019年度減少額		2019年度 期末残高
					目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	特別海外債権貸倒引当勘定	-	-	-	-	-	-
投資損失引当金		-	-	-	-	-	-
退職給付引当金		-	-	-	-	-	-
賞与引当金		23	26	39	26	-	39
価格変動準備金		0	0	0	-	-	1
合計		23	26	40	26	-	40

④ 貸付金償却の額

該当ありません。

⑤ 資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

(単位：百万円)

区分		2017年度 期末残高	2018年度 期末残高	2019年度			
				増加額	減少額	期末残高	
資本金		1,612	1,612	-	-	1,612	
うち 既発行株式	普通株式	(32,240株)	(32,240株)	-	-	(32,240株)	
		1,612	1,612	-	-	1,612	
	計	(32,240株)	(32,240株)	-	-	(32,240株)	
		1,612	1,612	-	-	1,612	
資本準備金および その他資本剰余金		(資本準備金)	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	
利益準備金および 任意積立金		(利益準備金)	12	16	3	-	19
		(任意積立金)	-	-	-	-	-
		計	12	16	3	-	19

⑥ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額 	
経常利益の 減少額	2019年度	48百万円
	2018年度	34百万円

⑦ 正味事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分	年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
人件費		490	543	673
物件費		505	485	479
税金		18	20	25
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金		-	-	-
契約者保護機構に対する負担金		-	-	-
諸手数料および集金費		838	935	1,315
合 計		1,852	1,984	2,494

（注）1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費および一般管理費」ならびに「諸手数料および集金費」の合計額です。

2. 負担金は保険業法第 265 条の 33 の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

⑧減価償却費および賃貸用不動産等原価償却明細表

2019 年度

（単位：百万円）

資産の種類	取得価額	2019 年度償却額	償却累計額	2019 年度末残高	償却累計率
建物	384	1	1	383	% 0.4
営業用	-	-	-	-	-
賃貸用	384	1	1	383	0.4
その他の有形固定資産	45	6	38	6	84.9
合計	430	8	40	389	9.4

（4）資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

（単位：百万円）

区分	年度	2017 年度末		2018 年度末		2019 年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
預貯金		3,242	75.3	3,893	74.9	3,154	59.6
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		50	1.2	50	0.9	150	2.8
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		13	0.3	12	0.2	1,091	20.6
運用資産計		3,305	76.8	3,956	76.1	4,395	83.1
総資産		4,304	100.0	5,195	100.0	5,288	100.0

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2017 年度末		2018 年度末		2019 年度末	
			利回り%		利回り%		利回り%
預貯金		10	0.36	11	0.33	10	0.27
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		-	-	-	-	0	0.13
貸付金		0	2.37	0	0.81	-	-
土地・建物		-	-	-	-	1	0.86
小計		11	0.35	11	0.33	11	0.29
その他		-	-	-	-	-	-
合計		11	-	11	-	11	-

③ 海外投融資残高および構成比

該当ありません。

④ 海外投融資利回り

該当ありません。

⑤ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑥ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2017 年度末		2018 年度末		2019 年度末	
			利回り%		利回り%		利回り%
国債		-	-	-	-	-	-
地方債		-	-	-	-	-	-
社債		-	-	-	-	100	66.7
株式		50	100.0	50	100.0	50	33.3
外国証券		-	-	-	-	-	-
その他の証券		-	-	-	-	-	-
合計		50	100.0	50	100.0	150	100.0

⑦ 保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	2017 年度	2018 年度	2019 年度
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	0.1
株式	-	-	-
外国証券	-	-	-
その他の証券	-	-	-
合計	-	-	0.1

⑧ 有価証券の種類別の残存期間別残高

<2018 年度>

(単位：百万円)

有価証券の種類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定め のないもの を含む)	合計
国債	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	50	50
外国証券	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	50	50

<2019 年度>

(単位：百万円)

有価証券の種類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定め のないもの を含む)	合計
国債	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	100	-	-	-	-	100
株式	-	-	-	-	-	50	50
外国証券	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	100	-	-	-	50	150

⑨ 業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	年度	2017 年度末			2018 年度末			2019 年度末		
		株数	金額	構成比 %	株数	金額	構成比 %	株数	金額	構成比 %
金融保険業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業		1,000	50	100.0	1,000	50	100.0	1,000	50	100.0
合計		1,000	50	100.0	1,000	50	100.0	1,000	50	100.0

⑩ 貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪ 担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫ 使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑬ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末
		土地		
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	707
建物				
	営業用	13	12	-
	賃貸用	-	-	383
建設仮勘定				
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
合計				
	営業用	13	12	-
	賃貸用	-	-	1,091
その他の有形固定資産		14	9	6
有形固定資産合計		27	21	1,097

(5) 特別勘定に関する指標等

① 特別勘定資産残高

該当ありません。

② 特別勘定資産

該当ありません。

③ 特別勘定の運用収支

該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

<2018年度>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災		2	3	-	-	6
海上		-	-	-	-	-
傷害		795	1,037	-	-	1,832
自動車		-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-
合計		797	1,041	-	-	1,839

<2019年度>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災		-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-
傷害		827	1,180	-	-	2,008
自動車		-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-
合計		827	1,180	-	-	2,008

(注) 地震保険の責任準備金については、普通責任準備金欄に記載しております。

5. 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に 係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に 係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2019年度	521	511	32	△ 22
2018年度	681	571	85	24
2017年度	605	515	57	32

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金
 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

①傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2015年度			2016年度			2017年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	1,594			1,586			1,599		
	1年後	1,489	0.934	△104	1,551	0.978	△35	1,586	0.992	△13
	2年後	1,486	0.998	△3	1,542	0.994	△8	1,553	0.979	△32
	3年後	1,479	0.996	△6	1,538	0.997	△4			
	4年後	1,480	1.000	0						
最終損害見積り額		1,480			1,538			1,553		
累計保険金		1,480			1,538			1,544		
支払備金		0			0			9		

事故発生年度		2018年度			2019年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	1,499			1,572		
	1年後	1,559	1.040	△59			
	2年後						
	3年後						
	4年後						
最終損害見積り額		1,559			1,572		
累計保険金		1,536			1,212		
支払備金		22			360		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

②自動車

該当ありません。

③賠償責任

該当ありません。

IV 保険会社の運営

1. お客様本位の業務運営に関する方針

当社は、「お客様の声」を真摯に受け止め、お客様のニーズに応える商品やサービスを提供するために、「お客様本位の業務運営に関する方針」を定めています。本方針は定期的に見直し、取組内容を公表することとしています。2019年度の取組状況については当社公式サイトに掲載しております。

お客様本位の業務運営に関する方針

方針1：「お客様の声」を活かした業務の運営

当社は「お客様の声」を真摯に受け止め、お客様の目線に立って業務を運営してまいります。

方針2：お客様のニーズに応える商品・サービスの開発

販売する保険商品を旅行保険分野に特化して、高品質な保険商品を提供してまいります。

方針3：適正で良質な保険募集

お客様のご意向を的確に把握し、ご契約内容に関する情報を分かりやすくご提供することで、お客様の目線に立って、適正で良質な保険募集に努めてまいります。

方針4：保険金支払の品質向上

お客様に高い満足感を感じていただけるよう保険金支払サービスの品質向上に努め、丁寧・親切・迅速に対応してまいります。

方針5：利益相反の適切な管理

当社は、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理するための態勢を整備してまいります。

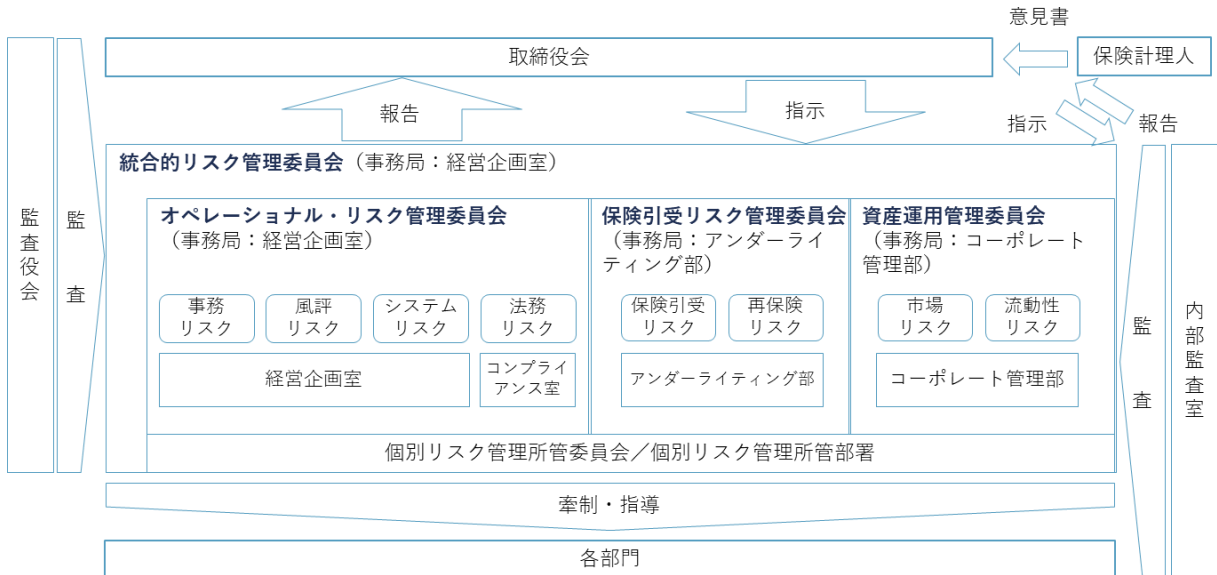
方針6：方針の定着に向けた取組み

すべての社員および代理店に対して、継続的な教育を実施し、本方針の定着に努めてまいります。

2. リスク管理体制

当社は、損害保険事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各部署（リスク管理担当部門）が、リスクごとに、その所在や特性を踏まえ管理を行うほか、当社が直面するリスク全体を統合的に管理するために、統合的リスク管理委員会を設置し、各リスク管理担当部門からの情報を組織横断的に把握・評価したうえで、総合的に対応する体制を整えています。

これらのリスク管理体制は、各リスク管理規程などの社内規程に基づき運営されています。



(1) オペレーショナル・リスク管理

① 事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員または代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社は、的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・マニュアル等を整備するとともに、社員・代理店に対する教育を通じて事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

② システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等の不備が生じることや、コンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、バックアップセンターの設置により、万一コンピュータシステムに不具合が生じた場合や災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシー、セキュリティスタンダード等を整備し、コンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

(2) 保険引受リスク管理

① 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、引受基準に基づき保険契約を引き受けることや、損害率が予測していた水準内にあるか等について定期的に検証すること、さらに再保険契約により危険を分散することなどにより、保険引受リスクを管理しています。

② 再保険に関するリスク

当社は、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再（再保険に出すこと）を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズを始め欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあたっては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合再保険金の回収に支障をきたすことのないようにしています。

また、当社は、原則として受再（再保険を引き受けること）を行わないこととしています。

（3）資産運用リスク管理

① 市場リスク

市場リスクとは、市場の相場変動に伴い当社が保有する資産の価値が減少することや、負債の特性に応じた資産管理を行えず不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、資産運用規程に基づき資産運用の手段を当面預貯金等に限定することで、市場の変動による価値減少リスクを極力排除しています。また、取扱商品は主として海外旅行保険であるため、多額の満期返戻金等を支払う必要がありません。したがって、現状では当社の市場リスクは極めて限定的ですが、資産の自己査定や資産運用状況の検証を定期的に行うとともに、市場動向の把握等を継続的に行うこととしています。

市場リスクの管理については、今後資産の規模の拡大や特性の多様化に応じて、随時見直しを行っていく予定です。

② 流動性リスク

流動性リスクとは、大規模災害の発生に伴う巨額の保険金支払や多額の解約返戻金支払等により資金繰りが悪化し、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや、市場の混乱等のために通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、資金繰りの日常管理のほか、当社が出再する再保険者の財務内容の管理を主体として、流動性リスクを管理しています。

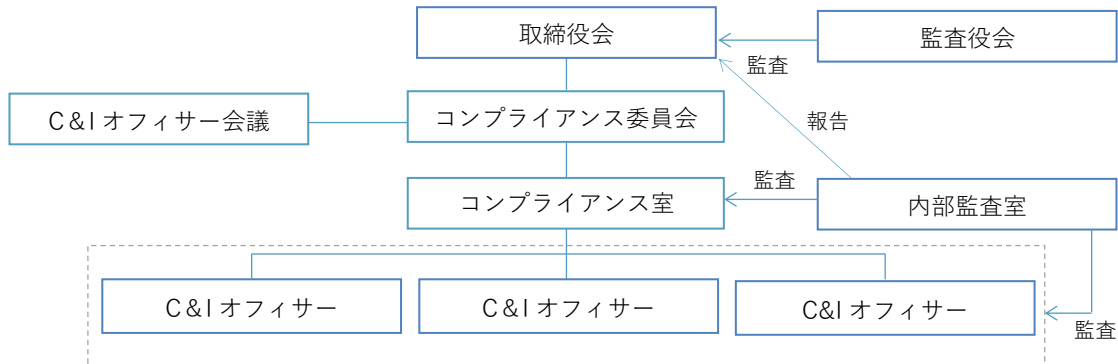
3. 法令等遵守の体制

当社は、法令等遵守（コンプライアンス）を損害保険会社経営の基本的かつ最重要の課題と捉え、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針を策定し、これを具体化したコンプライアンス規程、および当社が目指す方向と役職員の判断基準を示した倫理行動規範を定めています。

具体的な取組みにあたっては、コンプライアンス委員会を当社のコンプライアンス態勢の構築と確保を主導する機関として位置付け、このコンプライアンス委員会の下にコンプライアンス態勢および情報管理態勢の整備を課題とするコンプライアンスおよび情報管理オフィサー（C&Iオフィサー）会議を設置しています。

コンプライアンス室はコンプライアンス統括部門として、コンプライアンス委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンスに関する各種施策の立案、推進等を行い、各施策の実施は各部署に配置した C&I オフィサーが担っています。

また、取締役会は、コンプライアンス推進のための実行プランであるコンプライアンス・プログラムを毎年策定させ、当社の各組織は、これに従いコンプライアンス態勢の構築と確保を推進しています。



法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

1. 当社は、法令等遵守態勢の整備・確立が保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための最重要課題の一つであり、そのため、経営陣には法令等遵守態勢の整備・確立のための基本方針を策定し組織体制の整備を行う等、業務全般にわたり態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があることを明確にするため、本方針を定めます。
2. 損害保険会社として、常に高い公共性と社会的責任を求められていることを強く認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を前提とした自律の責任による公正かつ公平な業務運営を通じて社会の期待と信頼に答えてまいります。
3. 法令等遵守（コンプライアンス）を広義に捉え、法令・企業倫理・社会規範を包含したコンプライアンスを基礎に適正な企業活動を行ってまいります。
4. 顧客の保護の視点から、法令等遵守（コンプライアンス）を基礎に据え、顧客ニーズに沿った質の高い商品・サービスの提供を行ってまいります。
5. 顧客・株主・取引先・職員その他地域とのコミュニケーションを拡げ、企業情報の適正かつ積極的な開示に努めてまいります。
6. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は断固とした対応をとってまいります。

4. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

当社において取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第2号に掲げる保険に係る保険契約には該当するものの、保険期間が1年以下のため、負債十分性テスト、ストレステストは行っておりません。ただし、責任準備金については、適正に積み立てられていることを確認しています。

5. 社外・社内の監査・検査体制

(1) 社外の監査・検査

当社は、保険業法に基づく金融庁および財務省財務局の検査を受けることになっております。また、EY 新日本有限責任監査法人から会社法に基づく会計監査を受けております。

(2) 社内の監査

当社は、監査役および監査役会が取締役の職務の執行、会社全般の業務運営、内部統制システムの整備および会計監査人による監査の適正性について監査にあたっています。また、これら法定の監査体制に加え、社長直轄の組織である内部監査部門を設け、当社の経営諸活動に関する内部管理態勢等の適切性、有効性について検証しています。

6. コーポレートガバナンスの体制

当社は、常に変化し続ける経営環境の中で、高い公共性と社会性を有する損害保険事業を適切に運営していくために、透明性と健全性を確保し、かつ迅速な意思決定の体制を構築することに努めています。2020年7月1日現在のコーポレートガバナンスの体制は次のとおりです。

① 取締役会・監査役会

取締役会は、取締役5名（任期1年）で構成しています。監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成しています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

② 経営運営会議・委員会

意思決定を効率化するために、取締役会の下に経営運営会議や各委員会を設けています。

経営運営会議は取締役、執行役員、常勤監査役およびオブザーバーで構成し、経営に関する重要事項全般（ただし、各委員会で所管する事項を除く）について審議しています。

各委員会は、経営に関する重要事項のうち、それぞれが所管する事項を審議しており、社長および所管事項の担当執行役員のほか、関連部門の長によりそれぞれ構成しています。さらに統一的リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会にはそれぞれ個別のリスク管理委員会ないしは部会を設置し、より実務に近いレベルでの議論を行うことにより、委員会の機能強化を図っております。

各委員会には、いずれも常勤監査役および内部監査部門の長が出席して、必要に応じて適宜発言を行うとともに、会議の運営状況を確認しています。

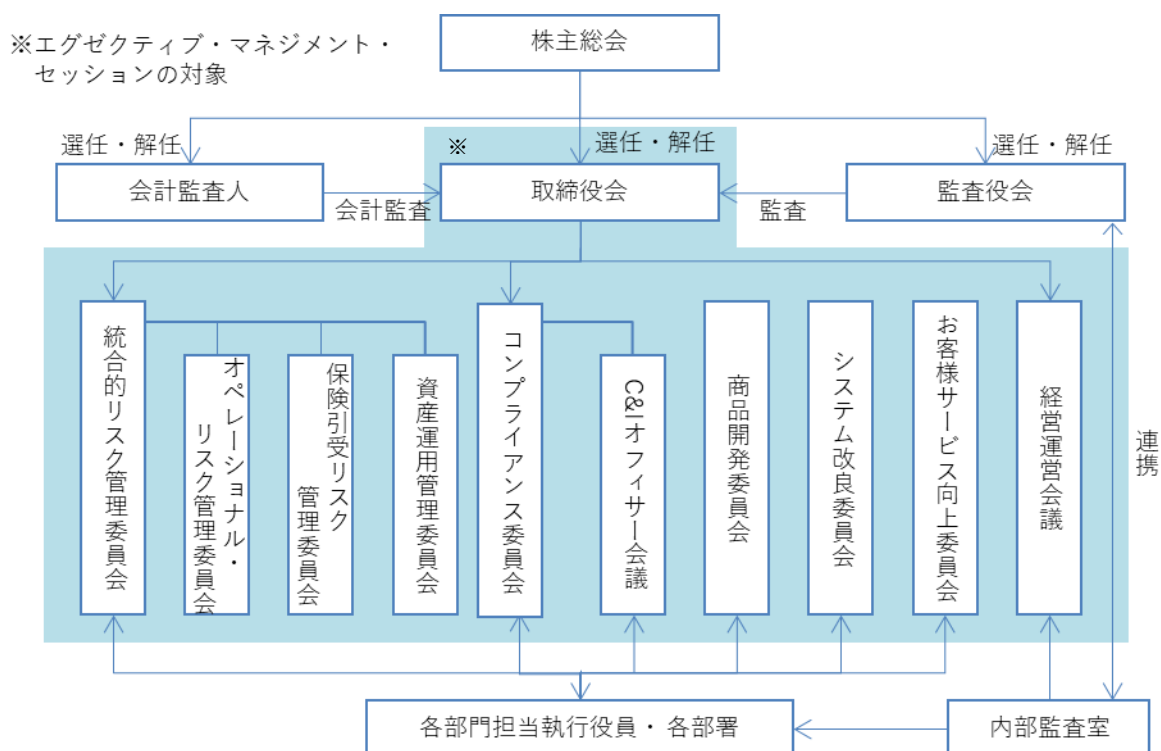
③ エグゼクティブ・マネジメント・セッション

エグゼクティブ・マネジメント・セッションは、経営環境に対する迅速な対処とインキュベーター準備の役割を可能とし、権限のある業務執行取締役の意思決定の透明性と合理性をも確保するために、取締役社長を主宰者とし常勤取締役を構成員として、原則として各営業日の営業開始時刻10分前から20分程度開催しています。

ここでは、イ. 業務執行取締役の業務執行状況に関する定期的かつ迅速な情報収集および意見交換、ロ. 経営課題および経営施策に関する迅速な情報収集および意見交換、ハ. 職務権限内の業務執行決定に資する情報収集

および意見交換が行われております。

なお、このセッション自体は決定権を持っておらず、案件の内容に応じて、二、主宰者または構成員が自らの権限の行使として決定する、ホ、社内規程に従い、主宰者または構成員が、取締役会、経営運営会議または各種委員会に付議するよう指示するという取扱いになります。



7. 内部統制システムの構築に関する基本方針

内部統制システム構築に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、適切な内部統制システムを構築することが、取締役会の重要な責務であることを確認し、取締役会において下記のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議します。

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「法令等遵守基本方針」および「倫理行動規範」をはじめとするコンプライアンスに関する規程の整備を推進するとともにコンプライアンス体制の構築と確保に積極的に取り組みます。
- (2) コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部門の設置などの組織体制を整備し、コンプライアンス推進の役割と責任を明確にします。
- (3) コンプライアンス・プログラム（実践計画）に従った全社コンプライアンス推進のための施策を実行します。
- (4) 内部監査体制の重要性に鑑みその充実化を図り、コンプライアンスの適合性を検証し、その結果を取締役会へ報告します。
- (5) 不祥事件等の発生について社内の報告、調査等の制度を整備し、その対処、是正、届出、再発防止を適切に行います。
- (6) 「利益相反管理基本方針」および「利益相反管理基本規程」を整備し、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切に管理します。

- (7) 「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力に対する対応基本規程」を策定し、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力に対応する態勢を整備します。
- (8) 違法行為等の早期発見および未然防止を図るために内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設けます。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等をはじめとする情報管理に関する規程を定め、重要な会議の議事録等取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理について適切に行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- (1) 当社の業務執行において経営に重大な影響をおよぼすおそれのある保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを統合的に管理するため「統合的リスク管理方針」および「統合的リスク管理規程」等の整備を行います。
- (2) リスク管理体制を確保するために統合的リスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、組織に関する規程において「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な体制を整備、確保します。
- (2) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化し、その業務執行責任の明確化を図ります。
- (3) 執行役員等で構成する経営運営会議を設置し、各部門の重要な執行案件等について、協議を行いまたは報告を受けます。
- (4) 取締役会を原則月1回開催し、十分な情報をもとに経営論議を深め、所管事項について適切な審議を経て決定を行いまたは報告を受けます。

5. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員および使用人から直接監査役へ経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等があった場合は、速やかに報告します。
- (2) 子会社の役員および使用人が、当社の経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備します。
- (3) 当社および子会社において、監査役に（1）または（2）の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を受けることがないよう、必要な体制を整備します。
- (4) 取締役、執行役員および使用人は、内部通報制度を利用して受理した事項ならびに法令および定款に定められた事項のほか、監査役から求められた事項について速やかに監査役に報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、他の取締役等からの指揮命令を受けずに監査役および監査役会の直属の使用人を配置します。
- (2) 当社は、当該使用人の人事考課、および懲戒処分は、監査役の同意を得たうえで行います。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、経営運営会議、コンプライアンス委員会、各リスク管理委員会等、社内重要会議等への出席を通して、取締役、執行役員および使用人との意見交換の場を確保します。

- (2) 監査役は、随時稟議書、内部監査報告書等必要と認める社内文書等を閲覧します。
- (3) 当社は、内部監査部門等からの監査の結果を定期的に監査役に報告させるとともに、内部監査結果について監査役との間で協議および意見交換を行い緊密な連携を図ります。
- (4) 当社は、監査役の職務執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なことを証明したときを除き、これを支払うものとします。

9. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「子会社管理規程」を策定し、子会社担当執行役員、担当部署を設置し、子会社からの子会社の業務執行および事業状況を報告させる体制を整備します。
- (2) 当社内部監査部門は、子会社の内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には助言・勧告を行います。
- (3) 当社は、「グループ内取引に係る基本方針」および「グループ内取引管理規程」を策定し、当社および子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行います。

8. 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、常にお客様からご信頼いただける保険会社を目指し、お客様の個人情報の取扱いに関する方針を「個人情報保護宣言」として定め、お客様からお預かりした大切な情報を適切に管理し、お客様のプライバシーの保護に努めています。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

*この宣言における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

(1) 個人情報の取得

- 1. 当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、保険契約申込書、保険金請求書、その他関係書類、懸賞募集、アンケート等により個人情報を取得します。
- 2. 各種お問い合わせ、相談、事故報告等お電話でご連絡いただいた場合、正確に内容を記録するため、通話内容を録音させていただくことがあります。
- 3. 第三者からの提供（個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合ならびに個人情報の取扱いの委託、事業の承継および共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（個人情報保護法施行令第 2 条第 2 号に規定する者から取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法令等遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検またはこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できな

い場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応します。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記(5)、(6)、(7)に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

1. 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については本邦および外国で行う損害調査業務を含みます。）を行うため。なお、当社が取り扱う商品・サービスは、損害保険、生命保険、第三分野保険、および、これらに付帯・関連するサービスです。
2. 当社のグループ会社・提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。なお、当社のグループ会社の商品・サービスは生命保険、第三分野保険、およびこれに付帯・関連するサービスです。
3. 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
4. 各種イベント・キャンペーン等のご案内、各種情報の提供のため
5. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため（外国の再保険会社との取引を含みます。）
6. 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究のため
7. 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施のため
8. お問合せ・依頼等への対応のため
9. 当社の代理店委託・管理、職員の採用・雇用管理等に関する業務のため
10. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(3) 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

1. 当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - ・法令に基づく場合
 - ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合（外国にある委託先を含みます。）
 - ・再保険手続きを行う場合（外国にある再保険会社との取引を含みます。）
 - ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記(5)グループ会社・提携先企業との共同利用をご覧ください。）
 - ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記の(6)情報交換制度等をご覧ください。）
2. 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

(4) 個人データの取扱いの委託

1. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

2. 当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています（(エ)については、下記(9)の個人番号および特定個人情報を含みます）。

- (ア) 保険契約の募集に関わる業務
- (イ) 損害調査に関わる業務（外国における業務を含みます。）
- (ウ) 情報システムの保守・運用に関わる業務
- (エ) 個人番号関係事務に関わる業務

3. 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容および再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告または承認手続を求め、直接または委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が個人情報保護法第 20 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認します。

(5) グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

- 1. 個人データの項目
住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容
- 2. 管理責任者
当社
- 3. 共同利用を行うグループ会社・提携先企業
ありません（2020年3月31日現在）

(6) 情報交換制度等

1. 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

<お問い合わせ先>

- ・一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く。）

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

- ・損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口

所在地 〒163-1029 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29階

電話 03-6758-1300

（受付時間：午前9時～午前12時、午後1時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く。）

ホームページアドレス <https://www.giroj.or.jp/>

2. 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(7) 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(8) センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

1. 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
2. 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
3. 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
4. 法令等に基づく場合
5. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
6. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
7. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
8. センシティブ情報に該当する生体認証情報をお客様の同意に基づき、本人確認に用いる場合

(9) 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記(5),(6)の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、(4),(11),(12),(13)をご覧ください。

(10) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店もしくは営業店、または下記(15)のお問い合わせ窓口まで、また、事故に関するご照会については、「ご契約のしおり」または保険証券、保険契約証もしくは加入者証に添付の「保険約款」に記載の『保険金請求に関するお問い合わせ』先、または下記(15)のお問い合わせ窓口まで、お問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

(11) 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記(15)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいた

うえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(12) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、下記(15)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

なお、当社のサイトでは、お客様に関する情報を入力していただく部分およびお送りする部分ではすべて SSL (Secure Sockets Layer) の高度なデータ暗号化システムを採用しています。また、サイト内における情報の保護にも、ファイヤウォールの設置等、万全を期していますが、インターネット通信の性格上セキュリティを完全に保証するものではありませんのであらかじめご了承ください。

当社のサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当社が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

当社のホームページでは、クッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(13) 匿名加工情報の取扱い

1. 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・ 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・ 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・ 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

2. 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

(14) EEA（欧州経済領域）在住者の個人情報・個人データの取扱い

EEA（欧州経済領域（注））における在住者（日本国内からの旅行者を含みます。）の個人情報・個人データについて、当社が業務遂行上必要な範囲内で取得し、当社、第三者提供先、委託先または共同利用先へ移転し、日本国または EEA 外の諸国のサーバーに保存される場合がありますが、何れにあっても十分な安全管理の下で適切に管理します。

（注）欧州経済領域（EEA）

欧州経済領域（EEA）は、欧州自由貿易連合(EFTA)加盟国が欧州連合(EU)に加盟することなく、EU の単一市場に参加することができるよう設置された枠組みです。原則的に EU の法規制を受けます。参加国は EU 加盟国およびスイスを除く EFTA 加盟国の合計 30 ヶ国です。

(15) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応します。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

エイチ・エス損害保険株式会社 お客様相談室

所在地 〒105-0021 東京都港区東新橋2丁目3番地3号 ルオーゴ汐留8階

電話 0570-550836

受付時間：午前9時～午後5時(年末年始12/30-1/3を除く)

ホームページアドレス <https://www.hs-sonpo.co.jp/>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470

(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く。)

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

9. 反社会的勢力の排除のための基本方針

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し排除するとともに、役職員一同がこれを遵守することにより、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性と安全性の確保に努めます。

1. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。

2. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営陣以下組織全体で対応するとともに、これに対応する役職員の安全を確保します。

3. 外部専門機関との連携

反社会的勢力に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携をはかります。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、これを毅然と拒絶するとともに、民事および刑事の両面からの法的対抗手段を講じます。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、いかなる理由があっても裏取引や資金の提供などは絶対に行いません。

10. 利益相反管理の基本方針

利益相反管理基本方針

エイチ・エス損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社又は当社のグループ金融機関等（以下総称して「当社グループ」といいます。）が行う保険関連業務に係る取引において、お客様の利益が不当に害されることがないように、法令等の定めに従い以下の通り利益相反管理基本方針を定め、適正な業務遂行に努めます。

1. 対象取引およびその特定

利益相反とは、当社グループとお客様の間または当社グループのお客様相互の間で利益が相反する状況をいいます。

本方針が対象とする「利益相反のおそれのある取引」とは、当社グループが行う保険関連業務に係る取引のうち、利益相反を生ずることにより、お客様の利益を不当に害するおそれがある取引をいいます。

対象取引に該当するか否かについては、当社グループ内各社の個別状況を考慮し、かつ当該取引の個別事情等を総合的に検討し、決定します。

2. 利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合は、次に掲げる方法やその他方法等により、当該お客様の保護を適正に確保すべく対象取引を管理します。

- ・ 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ・ 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ・ 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ・ 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制の整備

当社は、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の収集を行う等、利益相反取引を一元的に適切に管理し、同時に当社の役職員に対して本方針の周知徹底をはかります。

また、利益相反管理態勢の整備状況等の検証については、内部監査部門が定期的に監査を実施します。

4. 利益相反管理の対象とする会社の範囲

当社のほか、以下に該当する当社グループの金融機関等を管理の対象とします。

- ・ 当社の親金融機関等
- ・ 当社の子金融機関等

（注）保険業法第100条の2の2をご参照ください。

V 保険会社およびその子会社等の概況

1. 主要な事業の内容、組織の構成および子会社等に関する事項

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	当社の他の 子会社等の 議決権比率
エイチ・エスサポート センター株式会社	東京都 港区	カスタマー サポート業	2015年 9月1日	百万円 25	% 100.0	—

VI 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2018年度	2019年度	科目	2018年度	2019年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	3,893	3,154	保険契約準備金	2,204	2,321
有価証券	50	150	支払備金	364	313
社債	-	100	責任準備金	1,839	2,008
株式	50	50	その他負債	867	482
有形固定資産	21	1,097	代理店借	-	54
土地	-	707	再保険借	137	45
建物	12	383	未払法人税等	180	208
その他の有形固定資産	9	6	預り金	7	7
無形固定資産	110	104	未払金	61	67
ソフトウェア	109	104	前受収益	0	0
その他の無形固定資産	0	0	仮受金	480	98
その他資産	744	252	賞与引当金	26	39
代理店貸	273	-	価格変動準備金	0	1
再保険貸	71	53	負債の部合計	3,098	2,845
未収金	150	77	(純資産の部)		
未収収益	1	0	資本金	1,612	1,612
預託金	36	51	利益剰余金	485	831
金融派生商品	-	0	利益準備金	16	19
仮払金	184	41	繰越利益剰余金	469	812
前払費用	26	27	株主資本合計	2,097	2,443
繰延税金資産	375	528	純資産の部合計	2,097	2,443
資産の部合計	5,195	5,288	負債及び純資産の部合計	5,195	5,288

〔貸借対照表の注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりとしています。
 - ① 満期保有目的の債券・・・移動平均法による償却原価法（定額法）
 - ② 子会社株式・・・移動平均法に基づく原価法
2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとしています。
 - ① 建物および建物付属設備・・・定額法
 - ② 上記以外の有形固定資産・・・定率法

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っています。
4. 無形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとしています。
 - ① ソフトウェア・・・利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
5. 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しています。
6. 貸倒引当金は債権の貸倒による損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき計上しています。また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所轄する部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っています。
7. 賞与引当金は役員および従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。
9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
10. 金融商品の状況に関する事項は、次のとおりです。
 - ① 資産運用方針

安全性の確保および流動性を保ちつつ、許容されるリスク量の範囲内でリスクをとった運用を行うことにより運用収益を最大限確保し、中長期的に純資産価値の拡大を図り、これを蓄積することによって担保力を充実することを基本方針としております。
 - ② 運用資産の内容およびそのリスク

資産運用方針に基づき、具体的には預貯金、有価証券により資産運用を行っております。有価証券は満期保有を目的として社債に投資しております。

有価証券は主なリスクとして、市場リスクおよび信用リスクにさらされております。また、再保険貸および未収金については信用リスクにさらされております。
 - ③ リスク管理体制

資産運用リスク管理規程に従い、市場リスクについては、ポートフォリオの状況その他一定の事項を定期的に測定することにより管理しております。信用リスクについては、保有する有価証券の信用格付を確認し定期的に把握することにより管理しております。また、預貯金、再保険貸および未収金の信用リスクについては、自己査定により格付確認等を行い、リスクを確認しております。
11. 主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	3,154	3,154	-
有価証券	100	100	0
満期保有目的の債券	100	100	0
再保険貸	53	53	-
未収金	77	77	-
デリバティブ取引	0	0	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

（ア）現金及び預貯金、再保険貸および未収金は、主に短期間で決済される予定であるため、時価は帳簿

価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(イ) 満期保有目的の債券は、3月末日の市場価格等によっています。

(ウ) デリバティブ取引は為替予約です。当該時価については、公表されている市場金利と評価日の為替レートを基準として算出した理論価格です。

(エ) 子会社株式は、非上場株式（貸借対照表計上額 50 百万円）で市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	-

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預貯金	3,154	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	-	-	100	-	-	-
再保険貸	53	-	-	-	-	-
未収金	77	-	-	-	-	-
合計	3,285	-	100	-	-	-

12. 賃貸等不動産の状況に関する事項および賃貸等不動産の時価に関する事項

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

東京都港区において賃貸不動産（土地及び建物）を所有しております。

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
土地	707	707	-
建物	383	383	-

13. 有形固定資産の減価償却累計額は、29 百万円です。

14. 関係会社に対する金銭債権の総額は 12 百万円、金銭債務の総額は 4 百万円です。

15. 繰延税金資産および負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりです。

繰延税金資産の総額は 528 百万円で、繰延税金負債はありません。繰延税金資産から評価制引当金額として控除すべき金額はありません。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金 503 百万円、賞与引当金 11 百万円です。

16. 子会社等の株式は 50 百万円です。

17. 支払備金の内訳は、次のとおりです。

支払備金（出再支払備金控除前）	397 百万円
同上に係る出再支払備金	83 百万円
差引	313 百万円

18. 責任準備金の内訳は、次のとおりです。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	886 百万円
同上に係る出再責任準備金	59 百万円
差引（イ）	827 百万円
その他の責任準備金（ロ）	1,180 百万円
計（イ+ロ）	2,008 百万円

19. 1株当たりの純資産額は75,796円04銭です。
20. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2018 年度	2019 年度
経常収益	3,846	4,526
保険引受収益	3,822	4,509
正味収入保険料	3,709	4,457
積立保険料等運用益	0	-
支払備金戻入額	112	51
為替差益	0	0
資産運用収益	23	12
利息及び配当金収入	11	11
積立保険料等運用益振替	0	-
金融派生商品収益	-	1
為替差益	11	-
その他経常収益	0	3
経常費用	3,590	4,007
保険引受費用	2,834	3,130
正味支払保険金	1,147	1,324
損害調査費	293	322
諸手数料及び集金費	935	1,315
責任準備金繰入額	458	168
資産運用費用	-	4
為替差損	-	4
営業費及び一般管理費	755	872
その他経常費用	0	0
経常利益	255	518
特別利益	-	0
その他の特別利益	-	0
特別損失	3	25
固定資産処分損	3	7
減損損失	-	17
価格変動準備金繰入額	0	0
税引前当期純利益	252	493
法人税及び住民税	180	284
法人税等調整額	△ 105	△ 153
法人税等合計	75	131
当期純利益	177	362

〔損益計算書の注記〕

1. 関係会社との取引による収益総額は 495 百万円、費用総額は 1,872 百万円です。

2. 正味収入保険料の内訳は、次のとおりです。

収入保険料	5,709 百万円
支払再保険料	1,251 百万円
差引	4,457 百万円

3. 正味支払保険金の内訳は、次のとおりです。

支払保険金	1,723 百万円
回収再保険金	399 百万円
差引	1,324 百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	1,951 百万円
出再保険手数料	636 百万円
差引	1,315 百万円

5. 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は、次のとおりです。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	△124 百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△72 百万円
差引	△51 百万円

6. 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は、次のとおりです。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	△155 百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△185 百万円
差引	29 百万円
その他の責任準備金繰入額	139 百万円

7. 利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりです。

預貯金利息	10 百万円
社債利息	0 百万円
不動産収益	1 百万円
計	11 百万円

8. 1株あたりの当期純利益金額は 11,233 円 11 銭です。

9. 当期における固定資産の減損損失に関する事項は次のとおりです。

① 資産のグルーピングの方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業用資産として全体で 1 つの資産グループとし、賃貸用資産等については、個別の物件ごとにグルーピングしております。

② 減損損失の認識に至った経緯

保険事業用資産グループとして区分していた物件のうち、翌事業年度における事務所の移転決定に伴い処分が予定される固定資産につき回収可能額が帳簿価額を下回る物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	場所	減損損失		
		建物	動産	計
保険事業用資産	東京都内の本社事務所等	11	5	17

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、翌事業年度に発生するキャッシュ・フローに基づく使用価値を適用しております。

10. 関連当事者との取引は次のとおりです。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社エイチ・アイ・エス	被所有 直接 100.0%	損害保険代理店の委託	代理店手数料の支払 (注1)	1,750	未収金	12
			保険契約の引受	元受保険料の受取 (注2)	495	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。

(注2) 保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。

(注3) 上記(注1)の代理店手数料の金額には消費税等が含まれております。

11. 重要な会計上の見積もりは、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本国内から海外への渡航禁止や海外旅行の自粛などにより、当社の海外旅行保険の販売に大きく影響がでております。このような状況は、2021年度まで継続し、その後徐々に回復するものとして固定資産の減損や繰延税金資産の計上金額の見積りを行っております。

12. 重要な後発事象は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本国内から海外への渡航禁止や海外旅行の自粛などにより、海外旅行保険の販売実績に影響がでております。

なお、当社の翌事業年度の財政状態および経営成績に影響を与える可能性がありますが、現時点においてその影響を合理的に算定することは困難です。

13. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	
	2018年度	2019年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	252	493
減価償却費	46	44
減損損失	-	17
支払備金の増減額（△は減少）	△ 112	△ 51
責任準備金の増減額（△は減少）	458	168
利息及び配当金収入	△ 11	△ 11
為替差損益（△は益）	△ 11	3
固定資産関係損益（△は益）	-	7
その他の資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額（△は増加）	△ 95	490
その他の負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額（△は減少）	213	△ 397
小計	739	765
利息及び配当金の受取額	11	11
法人税等の支払額	△ 24	△ 255
営業活動によるキャッシュ・フロー	726	520
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	△ 100
資産運用活動計	-	△ 100
(営業活動及び資産運用活動計)	(726)	(420)
有形固定資産の取得による支出	△ 1	△ 1,101
その他	△ 68	△ 39
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 69	△ 1,240
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△ 16	△ 16
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16	△ 16
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	△ 3
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	651	△ 739
現金及び現金同等物の期首残高	3,242	3,893
現金及び現金同等物期末残高	3,893	3,154

〔キャッシュ・フローの注記〕

- 重要な非資金取引の内容
非資金取引について記載すべき重要なものではありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

<2018年度>

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,612	12	311	324	1,936	1,936
当期変動額						
剰余金の配当		3	△ 19	△ 16	△ 16	△ 16
当期純利益			177	177	177	177
当期変動額合計		3	157	161	161	161
当期末残高	1,612	16	469	485	2,097	2,097

<2019年度>

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,612	16	469	485	2,097	2,097
当期変動額						
剰余金の配当		3	△ 19	△ 16	△ 16	△ 16
当期純利益			362	362	362	362
当期変動額合計		3	342	346	346	346
当期末残高	1,612	19	812	831	2,443	2,443

〔株主資本等変動計算書の注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	32,240	-	-	32,240

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. リスク管理債権

(1) 破綻先債権

該当ありません。

(2) 延滞債権

該当ありません。

(3) 3ヶ月以上の延滞債権

該当ありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(3) 要管理債権

該当ありません。

(4) 正常債権

該当ありません。

4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

	2018年度	2019年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	3,322	3,941
資本金又は基金等	2,097	2,443
価格変動準備金	0	1
危険準備金	-	-
異常危険準備金	1,041	1,180
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	-	-
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	182	315
(B) 単体リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	807	742
一般保険リスク (R ₁)	504	672
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	0	-
資産運用リスク (R ₄)	75	120
経営管理リスク (R ₅)	17	16
巨大災害リスク (R ₆)	280	43
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率		
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	822.6	1,061.2

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」(表の「(B) 単体リスクの合計額」)に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(一般保険引受リスク)(第三分野保険の保険リスク)
- ② 予定利率上の危険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ること

- | | |
|--------------------------|--|
| (予定利率リスク) | より発生し得る危険 |
| ③ 資産運用上の危険
(資産運用リスク) | : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等 |
| ④ 経営管理上の危険
(経営管理リスク) | : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの |
| ⑤ 巨大災害に係る危険
(巨大災害リスク) | : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険 |

・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額を除く。)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5. 保険会社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

	2018 年度	2019 年度
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	3,328	3,937
資本金又は基金等	2,102	2,441
価格変動準備金	0	1
危険準備金	-	-
異常危険準備金	1,041	1,180
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	-	-
土地の含み損益	-	-
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額 (税効果控除前)	-	-
保険料積立金等余剰部分	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
少額短期保険業者に係るマージン総額	-	-
控除項目	-	-
その他	184	315
(B) 連結リスクの合計額	806	740
$\sqrt{\left(\sqrt{(R_1^2 + R_2^2)} + R_3 + R_4\right)^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2} + R_8 + R_9$		
損害保険契約の一般保険リスク (R ₁)	504	672
生命保険契約の保険リスク (R ₂)	-	-
第三分野保険の保険リスク (R ₃)	-	-
少額短期保険業者の保険リスク (R ₄)	-	-
予定利率リスク (R ₅)	0	0
生命保険契約の最低保証リスク (R ₆)	-	-
資産運用リスク (R ₇)	66	110
経営管理リスク (R ₈)	17	16
損害保険契約の巨大災害リスク (R ₉)	280	43
(C) 連結ソルベンシー・マージン比率	825.5	1,062.9
$\left[\frac{(A)}{\{(B) \times 1/2\}} \right] \times 100$		

(注) 1. 「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条の 2 (連結ソルベンシー・マージン) および第 88 条 (連結リスク) ならびに平成 23 年金融庁告示第 23 号の規定に基づいて算出された比率です。
2. 当社はカスタマーサポート業を営む子会社等を有しております。

<連結ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」(表の「(B) 連結リスクの合計額」) に対して、「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(表の「(A) 連結ソルベンシー・マージン総額」) の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「連結ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
(損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスクおよび少額短期保険業者の保険リスク)
- ② 予定利率上の危険 : 積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)
- ③ 最低保証上の危険 : 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
(生命保険契約の最低保証リスク)
- ④ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
- ⑤ 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～④および⑥以外のもの
(経営管理リスク)
- ⑥ 巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)

・「当社およびその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払余力(連結ソルベンシー・マージン総額)とは、当社およびその子会社等の純資産(剰余金処分額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社グループを監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

6. 時価情報

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区分	年度	2018年度末			2019年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
公社債		-	-	-	100	100	0
外国証券		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	100	100	0

③ 子会社株式および関連会社株式

子会社等の株式(貸借対照表計上額50百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

④ その他有価証券

該当ありません。

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a.通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	年度	2018年度末				2019年度末			
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル		-	-	-	-	14	-	14	0
	合計		-	-	-	-	14	-	14	0

b.その他 該当ありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a.通貨関連 該当ありません。

b.株式関連 該当ありません。

c.その他 該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引（(7)に掲げるものを除く。）

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。）

該当ありません。

7. その他

保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法によるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

///● エイチ・エス損害保険株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋二丁目3-3 ルオーゴ汐留8階

<https://www.hs-sonpo.co.jp/>